

中井町 第4次障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

概要版



令和6年3月
中井町



計画の策定にあたって

1. 計画策定の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づき定められる「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づき定められる「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

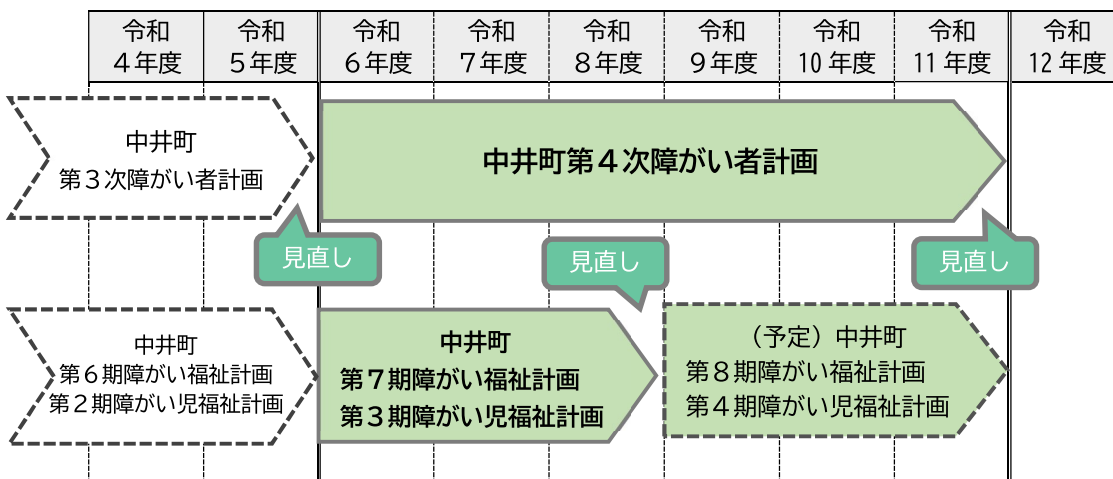
また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、「市町村障害者計画」を策定や変更する場合には、同様の規定の趣旨を踏まえることとされています。

本計画は、町が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であると同時に、町民や関係企業・各種団体等が、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものであり、「かながわ障がい者計画」、「神奈川県障がい福祉計画」との整合・連携を図る計画です。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、「中井町第4次障がい者計画」については令和6年度から令和11年度までの6年間とし、令和11年度において見直しを予定します。

「中井町第7期障がい福祉計画・中井町第3期障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3年間とし、令和8年度において見直しを予定します。



3. 計画の対象

本計画は、障害者手帳の有無に関わらず、障がいや難病などがあるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人だけでなく、健常者や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。



第4次障がい者計画

1. 基本理念

障がいのある人もない人も、ともに地域で生活する仲間として人権を尊重し、協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

国の障害者基本計画では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが示されています。

本町では、障害者基本法が掲げる理念に基づき、すべての障がいのある人の自立と社会参加を目指すとともに、障がいの有無にかかわらず、町民の誰もがいつでも笑顔で安心して暮らせるまちづくりを目指してきました。

また、「活力」、「快適」、「安心」を基本理念とした「第6次中井町総合計画」の福祉分野の基本施策のひとつとして「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を位置付けており、本計画においても、その実現に取り組むこととします。

このような背景を踏まえ、障がいのある人とともに「みんなで支えあう福祉のまちづくり」を実現していくために、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

誰もが住み慣れた地域で、お互いを認め、
支えあい、自立・安心して暮らせるまち



2. 基本目標

基本目標 1 生活支援体制の充実と意思決定の支援

住み慣れた地域でともに生き、ともに支え合うためには、障がいの特性に応じたサービスや相談先が必要です。そして、障がいの重度化・重複化・多様化、また核家族化・高齢化、地域の共生意識の希薄化など、障がいのある人をとりまく問題は複雑になる傾向があります。このようなニーズを的確に把握し、よりニーズに合った各種福祉サービスを充実させることによって、地域や家庭での自立した生活へと結びつけます。

また、福祉サービスの充実とあわせて、ボランティアやNPO等の活動の支援によって担い手の確保に努めることで、障がいのある人の生活を支援するとともに、相談体制・ケアマネジメント体制・権利擁護等を含めた総合的なサービスの充実を図ることにより、障がいのある人の意思決定を支援してきます。

〈主な政策・施策〉

- 地域における保健・医療の推進
(障害福祉サービスの充実、保健・医療・福祉の連携、精神保健施策の充実 など)
- 自立した生活と意思決定の支援
(相談支援体制の充実、支援者の養成と確保 など)

基本目標 2 人にやさしい安全・安心なまちづくり

障がいのある人はもとより、だれもが安心して快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしい「福祉のまちづくり」を進める必要があります。そのため、障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境の整備・改善に努めます。

障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実を図るとともに、生活に不可欠な移動が困難にならないように、移動支援を充実させていきます。

また、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域全体で障がいのある人への理解が深まることが重要です。啓発、広報活動、福祉教育といった様々な機会を通じて、障がいについての正しい知識を広め、権利擁護を図るとともに、支援者の養成、確保に努めます。

〈主な政策・施策〉

- 安心・安全な生活環境の整備
(生活環境の整備、防災・防犯体制の整備、移動支援の充実 など)
- 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進
(啓発・広報活動の推進、権利擁護体制の確立)

基本目標 3 コミュニケーション支援と社会参加の促進

誰もが必要とする情報を確実に取得、利用、発信できるよう、情報アクセシビリティ向上の観点から、障がい特性に配慮した情報提供を行っていきます。また、障がいのある人が日常生活においてスムーズにコミュニケーションが図れるよう、手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記者の派遣等をはじめとした支援の充実を図ります。

社会参加やその人らしい自立した生活を営むという観点から、関係機関と連携し、障がいのある人の就労を支援するとともに、企業等への障がい者雇用に関する法律・制度の周知に努め、働く環境の整備に努めます。

また、文化芸術・スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動等の機会の確保を図り、すべての人が気軽に参加し、交流できるような環境づくりを目指します。

〈主な政策・施策〉

- 情報アクセシビリティ向上とコミュニケーション支援
(情報提供の充実、コミュニケーション支援体制の充実)
- 雇用・就労・経済的支援の充実(就労への支援、経済的支援の充実)

基本目標 4 インクルーシブな保育・教育を通じた子どもへの支援

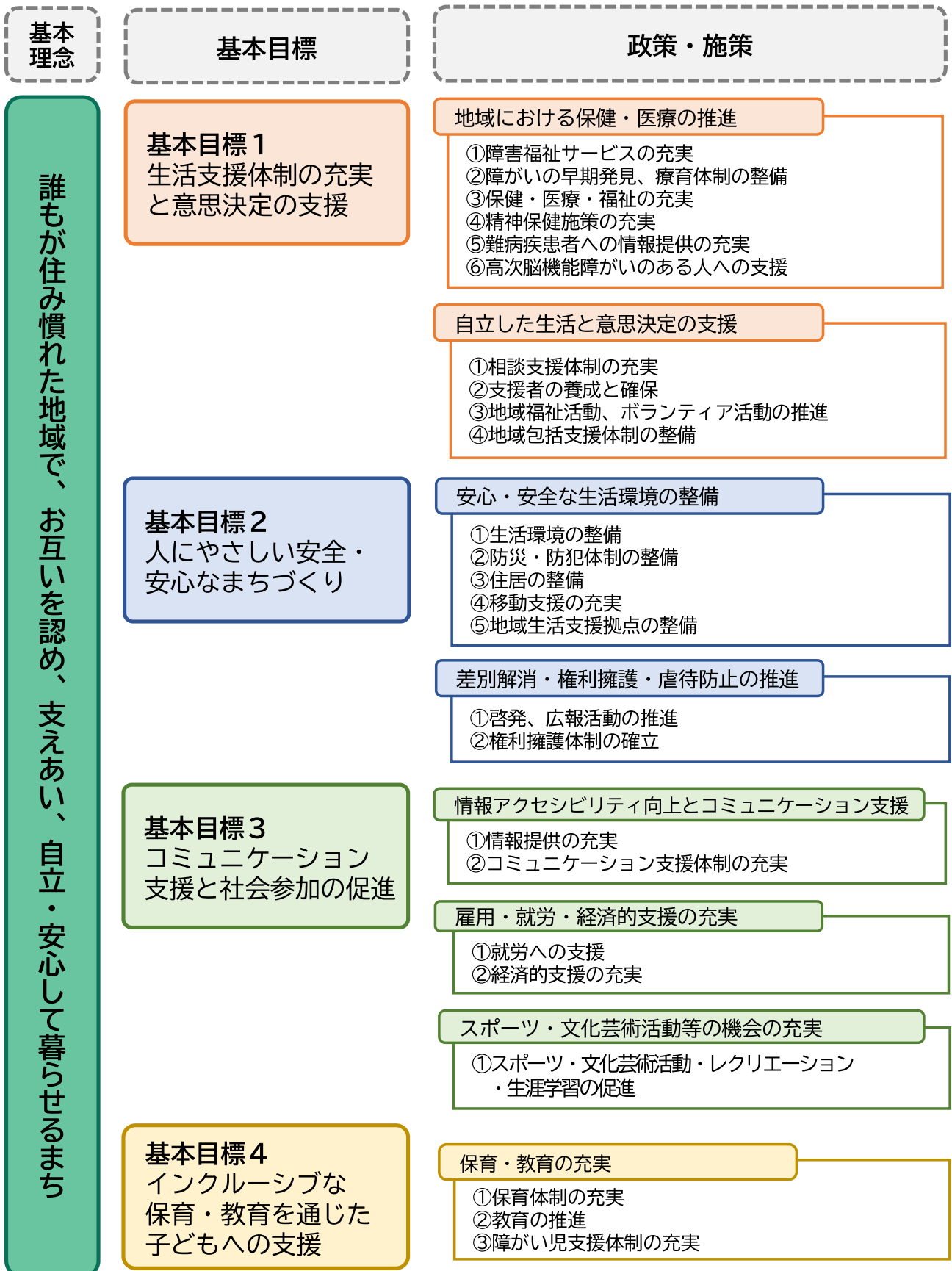
障がいのある子どもと障がいのない子どもが、安心して共に地域で生活ができるように、インクルーシブな視点から、成長過程に対応した切れ目のない適切な支援を推進していきます。さらに、多様化するどの障がいにも対応できるようにするとともに、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

また、福祉・教育等、関係機関の連携により、認定こども園、保育園での受け入れ体制を確保し、障がいの状況に応じた保育の提供を図ります。

〈主な政策・施策〉

- インクルーシブな保育・教育を通じた子どもへの支援
(保育体制の充実、教育の推進、障がい児支援体制の充実)

3. 計画の全体像と施策の体系





第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

1. 第7期障がい福祉計画の成果目標

項目	国の基本方針	目標
福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者数削減数から地域移行者数	1人
	施設入所者数	10人
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進	設置（圏域）
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の数	1か所（圏域）
	強度行動障害の支援ニーズ把握・支援体制整備の推進	把握・整備
福祉施設から一般就労への移行等	一般就労移行者	2人
	一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	—
	就労定着支援事業の利用者数	1人
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	—
相談支援体制の充実・強化等	地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保
	地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制の確保	確保
障害福祉サービス等の質の向上	障害福祉サービス等の質の向上	実施

2. 第3期障がい児福祉計画の成果目標

項目	国の基本方針	目標
障害児支援の提供体制の確保	児童発達支援センター設置数	1か所（圏域）
	障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	構築（圏域）
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所（圏域）
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所（圏域）
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置（圏域）
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	1人（圏域）

3. 障害福祉サービスの見込み量

	名称	説明	見込み量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
聾 サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	60 時間/月 5 人/月	65 時間/月 6 人/月	70 時間/月 7 人/月
	重度訪問介護	肢体不自由者で介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	160 時間/月 1 人/月	165 時間/月 1 人/月	170 時間/月 1 人/月
	同行援護	視覚障がいにより移動に困難がある方に、外出時に移動の援護や情報提供などを行います。	8 時間/月 1 人/月	8 時間/月 1 人/月	12 時間/月 1 人/月
	行動援護	自己判断能力が制限されている方に、外出時などにおける危険を伴う行動を予防または回避するために必要な援護を行います。	4 時間/月 1 人/月	4 時間/月 1 人/月	4 時間/月 1 人/月
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	- -	- -	- -
聾 サービス	生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等とともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	560 人日/月 29 人/月	580 人日/月 30 人/月	600 人日/月 31 人/月
	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、身体機能向上・維持のためにリハビリテーションを行います。	10 人日/月 1 人/月	10 人日/月 1 人/月	10 人日/月 1 人/月
	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に対し、日中、施設において、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。	10 人日/月 1 人/月	10 人日/月 1 人/月	10 人日/月 1 人/月
	就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する障がいを持つ方の希望や能力に合う仕事探しを支援します。	-	1 人/月	2 人/月
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	20 人日/月 1 人/月	30 人日/月 2 人/月	35 人日/月 2 人/月
	就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	20 人日/月 1 人/月	20 人日/月 1 人/月	20 人日/月 1 人/月
	就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な方に対し、生産活動の機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	555 人日/月 35 人/月	570 人日/月 36 人/月	585 人日/月 37 人/月
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	療養介護	医療と介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	短期入所 (福祉型 ・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	25 人日/月 6 人/月	30 人日/月 7 人/月	35 人日/月 8 人/月

名称	説明	見込み量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
福祉 サービス	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	11人/年	11人/年	10人/年
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	18人/年	19人/年	20人/年
	自立生活援助	障害者支援施設、グループホーム、精神科病院等から1人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者に、定期的な巡回訪問などにより生活力等を補う支援を行います。	1人/年	1人/年	1人/年
福祉 サービス	計画相談支援	福祉サービスを受ける障がい者に、障がい者の総合的な相談やサービス利用計画案作成、サービス提供事業者との連絡調整やモニタリングを行います。	192件/年	204件/年	216件/年
	地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所、入院している精神障がい者が、地域生活に移行するための相談や支援を行います。	1人/年	1人/年	1人/年
	地域定着支援	居宅において、単身で生活する障がい者の常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行います。	1人/年	1人/年	1人/年

4. 障害児福祉サービスの見込み量

区分	説明	見込み量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
福祉	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	50人日/月	60人日/月	70人日/月
		5人/月	6人/月	7人/月	
福祉	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。	-	-	-
福祉	放課後等 デイサービス	学校に就学している障がい児に、放課後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。	185人日/月	195人日/月	205人日/月
		19人/月	20人/月	21人/月	
福祉	保育所等訪問 支援	保育所等に通う障がい児に、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための支援を行います。	2人日/月	2人日/月	2人日/月
		2人/月	2人/月	2人/月	
福祉	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、支援を受けるために外出することが困難な障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの発達支援を行います。	-	-	-
福祉	障害児相談支援	福祉サービスを受ける障がい児に、障がい者の総合的な相談やサービス利用計画案作成、サービス提供事業者との連絡調整やモニタリングを行います。	24件/年	24件/年	24件/年
福祉	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	広域での医療的ケア児に対する協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。	1人	1人	1人

5. 地域生活支援事業の見込み量

名称	説明	見込み量			
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
福祉	理解促進・研修啓発事業実施の有無	障がい者等の日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。	有	有	有
	自発的活動支援事業実施の有無	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業を行います。	有	有	有
	障害者相談支援事業実施の有無	日常生活上の支援を必要とする障がいのある人やそのご家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行います。	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進を図ります。	無	有	有
	住宅入居等支援事業実施の有無	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、入居に必要な調整等を行いません。	有	有	有
	成年後見制度利用支援事業実施の有無	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に要する費用（登記手数料、鑑定費用等）の全部又は一部を補助します。	有	有	有
	成年後見制度法人後見支援事業実施の有無	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。	有	有	有
意志疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。	2回/年	3回/年	4回/年	
福祉	日常生活用具給付事業	重度障がい者を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。サービスを利用する人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めるとともに、利用者のニーズをよく把握し、適切な給付を行います。	介護訓練支援用具給付件数		
			1件/年	1件/年	1件/年
			自立生活支援用具給付件数		
			1件/年	1件/年	1件/年
			在宅療養等支援用具給付件数		
			1件/年	1件/年	1件/年
			情報・意思疎通支援用具給付件数		
			1件/年	1件/年	1件/年
			排せつ管理支援用具給付件数		
			160件/年	170件/年	180件/年
			居宅生活動作補助用具給付件数		
1件/年	1件/年	1件/年			
住宅改修費					
1件/年	1件/年	1件/年			

名称	説明	見込み量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
【 業 】 移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動等社会参加のための外出の支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促します。	7人/月	8人/月	9人/月
		100時間/月	115時間/月	130時間/月
【 業 】 地域活動支援センター機能強化事業	障がい者等を地域活動支援センターに合わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進等の基礎的事業並びに基礎的事業の機能を強化するその他の事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図ります。	1か所	1か所	1か所
		5人/月	6人/月	7人/月
【 の 業 】 重度障害者訪問入浴サービス 日中一時支援事業 身体障害者用自動車改造費助成事業 障害者施設通所交通費助成事業 重度障害者等タクシー券助成事業 重度障害者等自動車燃料費助成事業	ホームヘルパー対応では入浴が困難で、かつ施設にも通所できない重度障がい者等を対象に、入浴車による訪問入浴サービスを提供します。	1人/月	1人/月	1人/月
	日中、一時的に見守りが必要な障がい児者を対象に、日中活動の場を確保します。	4人/月	5人/月	6人/月
	身体障害者手帳をお持ちの方が、就労等の社会参加に伴い自動車を改造する場合、その改造費を助成します。	1件/年	1件/年	1件/年
	障がい者施設等に通所する障がい者の方に、施設への通所に要する交通費を助成します。	30人/年	35人/年	35人/年
	在宅の重度の障がい者の方の経済的負担の軽減や社会参加の促進のために、タクシー券を交付します。	65人/年	70人/年	70人/年
	在宅の重度の障がい者の方の経済的負担の軽減や社会参加の促進のために、自動車燃料費の助成をします。	100人/年	105人/年	110人/年





計画の推進体制

1. 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。

また、すべての職員が、障がい者（児）に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけではなく広く町民に期待される役割であることから、町民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

(3) 連携・協力体制の確保

障がい者（児）の地域生活基盤の充実を図ることを目的として各種福祉サービスの提供を行うサービス提供事業者や当事者団体、民生委員・児童委員、さらに自治会等の地域団体との連携・協力を図ります。

必要な研修等を行うことにより、障がい者（児）への相談支援や障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。

障がい福祉サービスの提供や就労支援、地域生活への移行促進等においては、神奈川県並びに周辺自治体を含む関係機関との広域的な調整を行い、連携・協力を図りながら、計画を推進します。

(4) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく事業・施策を広く町民の理解を得ながら推進するために、関係機関・団体との連携による幅広い広報・啓発活動を行うとともに、関係機関、団体の啓発事業との協働等により、町民、地域団体、当事者団体など、地域全体に広く周知されるように広報・啓発活動を推進します。

(5) 計画の評価・管理の実施

障がい者（児）やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について把握します。成果目標・活動指標等についての評価・検証、計画推進における課題の確認と改善方策の検討を行い、必要に応じて計画の見直し、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。「中井町障害者福祉計画策定委員会」での審議を行い、計画を着実に推進します。



中井町第4次障がい者計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
【概要版】

発行年月日：2024年（令和6年）3月

発行・編集：中井町

所在地：〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56番地
連絡先：0465-81-5548（直通）